

日弁連推薦留学生等に対する支援等に関する規則

(平成二十二年十二月十七日規則第四百四十四号)

(目的)

第一条 この規則は、本会の会員である公益活動弁護士(法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力及び国際貢献に係る活動を含む公益的な活動に取り組んでいる弁護士をいう。以下同じ。)が、本会からの推薦を受けて、本会と協定を締結している外国の教育研究機関等(以下「協定機関」という。)に留学し、又は協定機関において研究を行う場合において、当該留学若しくは研究(以下「留学等」という。)を行っている会員又はこれらを行っていた会員(以下「留学生等」と総称する。)に対して本会が行う経済的支援等について定めることを目的とする。

(留学生等に対する支援)

第二条 本会は、留学生等に対し、活動支援費を支給することができる。

2 前項の活動支援費の支給の要件、額、支給方法その他必要な事項は、経理委員会が細則をもって定める。
(調査等の委託による旅費の支給)

第三条 本会は、留学生等に対し、当該留学生等が留学等のために滞在している国又はその近隣国における会議への出席、事実調査等を本会から委託され、これらのために出張を要するときは、これに要する旅費を支給することができる。

2 旅費規則(規則第三十二号。第一条、第九条、第十一条及び第十二条を除く。)の規定は、前項の旅費の支給について準用する。

(留学生等の責務)

第四条 留学生等は、留学等の終了後、公益活動弁護士としての活動をより充実させ、かつ、本会の行う法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力、国際貢献等に関する活動等に協力するよう努めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月十七日から施行し、この規則の施行の際現に留学等をしている留学生等から適用する。